

失敗事例から学ぶ! 小規模宅地の 特例の上手な使い方

～相続・不動産コンサルタントが押さえておくべき重要ポイント～

平成29年 **12月8日** **金**



会場 TAP高田馬場

時間 13:30-16:30 (受付開始13:00)

(JR山手線・西武新宿線「高田馬場」駅戸山口より徒歩約3分)

受講料 25,000円(資料代・税込み)

定員 60名様限定

各会員割引 あり

講師紹介



西山 裕志 氏

西山裕志税理士事務所
代表税理士

〈プロフィール〉

1955年川崎市生まれ。中央大学商学部卒業後、1981年11月税理士登録、
1984年1月行政書士登録。

2009年4月～2013年3月 東京地方税理士会常務理事業務対策部長として、
東京国税局との書面添付協議会等に出席。支部研修会等を通して、税理士への書面添付制度の普及に努める。
現在相続税の申告を含む多くの相続・贈与対策及び相談にのり、相続税及び相続税書面添付制度に
関するセミナーを行っている。

ごあんない

相続税の申告で相続税を減額できる一番の方法は「小規模宅地の特例」の適用です。ところが最近の申告のご依頼では全く適用が出来ないケースが続出しました。親と同居していない、二世帯住宅(区分所有)、相続人も既に家を持っているなど。適用要件を正しく理解し、状況を改善していれば納税がなかったケースが多々あります。これから住宅を建築されようとする方、不動産・相続のコンサルタントの方ご参加ください。

講座内容

- 1 「小規模宅地の特例」が使えない相続案件が続出
- 2 1億の自宅敷地が2千万円になる特例を上手に利用
- 3 適用要件を理解すれば、ちょっとした工夫で適用が可能になる?
- 4 「家なき子」の正しい意味を知っていますか?
- 5 新築の自宅に引っ越し前に相続発生!
- 6 証拠が大切・本当に引っ越したんですか?
- 7 証拠が大切・住民票より「転居ハガキ」
- 8 証拠が大切・税務調査で調査官はここを見ている
- 9 区分所有建物でも小規模宅地特例が受けられますか?
- 10 余命1ヶ月でも対策は間に合いますか?

セミナー詳細・お申込は、ホームページからでもご利用可能です。➡

TAP実務セミナー

検索

各会員割引

※1 無 料 : 東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPチケット10使用

※2 30% off : 大坂定額制クラブ会員

※3 20% off : TAP実務家クラブ会員、相続アドバイザー協議会認定会員



FAXでのお申し込みは

FAX: 03-3208-6255

12月8日開催『失敗事例から学ぶ!小規模宅地の特例の上手な使い方』受講申込書

ご記入月日		平成 年 月 日	
ふりがな			
事務所名 または会社名			
事業所または 会社所在地 ご住所	〒		
ご連絡先	TEL 携帯電話など必ず連絡がつく先をご記入ください。	FAX	
ふりがな			
参加者名	E-mail		
業種	<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 税理士 <input type="checkbox"/> 公認会計士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 不動産鑑定士 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 土地家屋調査士 <input type="checkbox"/> 中小企業診断士 <input type="checkbox"/> FP <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 証券 <input type="checkbox"/> 保険 <input type="checkbox"/> コンサルティング会社 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 住宅・建設 <input type="checkbox"/> その他()	認定区分に○印 AFP・CFP® 番号	
	<input type="checkbox"/> 東京定額制クラブ会員 <input type="checkbox"/> それ以外の会員 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> TAP実務セミナー利用券使用〔No. 〕		

- 本書・受講申込書をコピーし、必要事項をご記入の上、FAXにてお申込下さい。「受講申込書」が届きしだい参加者様宛に、折り返し「受付確認書」をFAX致します。
- お申し込み多数の場合は、事前に締め切らせて頂きますので予めご了承ください。

弊社は不動産鑑定のエキスパート集団です。セミナーの休憩中、終了後に不動産鑑定士による〔不動産概算評価・机上広大地判定(無料)〕のご相談をお受けいたします。当日、実際の案件(資料)をお持ちいただければ、できる限り対応させていただきますので、受付スタッフまでお気軽にお申し付けください。
※当日中にご回答できない場合がございます。あらかじめご了承ください。

〈TAP高田馬場〉

[所在地]

東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

[交通アクセス]

JR山手線高田馬場駅(戸山口)より徒歩約3分

西武新宿線高田馬場駅(戸山口)より徒歩約3分

東京メトロ東西線高田馬場駅(3番出口)より徒歩約6分

NPO法人 日本ファイナンシャルプランナーズ協会
法人賛助会員・継続教育認定単位研修機関

TAP 株式会社 東京アプレイザル

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

TEL.0120-02-8822 FAX.03-3208-6255 [担当:藤江・柴田]

☎ <https://www.t-ap.jp> ✉ seminar@t-ap.jp